

県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金）

午前 10 時 00 分開会

午後 0 時 00 分休憩

午後 0 時 06 分開議

午後 1 時 00 分閉会

II 場 所 第 2 委員会室

III 出席委員

委員長	安達 孝彦
副委員長	鍋嶋 慎一郎
委員	寺口 智之
〃	川島 国
〃	山崎 宗良
〃	宮本 光明
〃	中川 忠昭
〃	菅沢 裕明

IV 出席説明者

農林水産部

農林水産部長 津田 康志

理事・農林水産部次長

五十嵐 司

農林水産部次長 山下 大樹

農林水産部参事 山森 主税

農林水産部参事 雄川 洋子

農林水産企画課長 横山 正行

市場戦略推進課長 伴 義人

農産食品課長 吉島 利則

農業技術課長 大田 幸夫

農村整備課長 桶谷 祐二

農 村 振 興 課 長	上 島 克 幸
参 事 ・ 森 林 政 策 課 長	松 井 伸 彦
水 産 漁 港 課 長	地 崎 真 史
農 林 水 産 企 画 課 課 長 (企 画 担 当)	
	林 保 則
農 業 経 営 課 課 長 (団 体 指 導 検 査 担 当)	
	杉 野 寛 之
農 業 技 術 課 課 長 (研 究 普 及 ・ ス マ ー ト 農 業 振 興 担 当)	
	山 崎 一 浩
農 業 技 術 課 課 長 (畜 産 振 興 担 当)	
	後 藤 利 隆
農 村 振 興 課 課 長 (中 山 間 農 業 振 興 担 当)	
	國 分 義 幸
森 林 政 策 課 課 長 (森 林 整 備 担 当)	
	洲 崎 吉 昭
森 林 政 策 課 課 長 (森 づ く り 推 進 担 当)	
	滝 口 明 信
水 産 漁 港 課 課 長 (水 産 担 当)	
	前 田 経 雄

土 木 部

土 木 部 長	金 谷 英 明
土 木 部 次 長	山 下 章 子
土 木 部 次 長	川 上 孝 裕
参 事 ・ 管 理 課 長	中 村 久 征
建 設 技 術 企 画 課 長	石 井 雅
道 路 課 長	山 中 久 生
参 事 ・ 河 川 課 長	森 田 仁
参 事 ・ 砂 防 課 長	林 真 一 郎
港 湾 課 長	木 本 彰 一
都 市 計 画 課 長	根 上 幹 雄

参事・建築住宅課長 大西 哲憲

河川課課長（開発担当）

若林 修

都市計画課課長（下水道担当）

碓井 尚登

都市計画課課長（新幹線・駅周辺整備担当）

竹内 敏博

建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当）

米澤浩太郎

企業局

企業局長 牧野 裕亮

企業局次長 青島 健

企業局次長・水道課長

山田 晃

参事・経営管理課長 蓑口 正浩

参事・電気課長 森田 智之

電気課課長（新エネルギー開発担当）

大野 憲保

水道課課長（機能維持推進担当）

澤田 博

V 会議に付した事件

- 1 2月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

VI 議事の経過概要

1 2月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

安達委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から説明願います。

津田農林水産部長

・ 2 月定例会追加付議案件について

金谷土木部長

・ 2 月定例会追加付議案件について

牧野企業局長

・ 2 月定例会追加付議案件について

(2) 質疑・応答

安達委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件はお配りしてある議案付託表のとおりであります。

これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。—— ないようでありますので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

安達委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。—— ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採決

安達委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました諸案件のうち、まず、議案第 1 号令和 7 年度富山県一般会計予算のうち本委員会所管分及び議案第 20 号令和 7 年度富山県工業用水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

安達委員長 挙手多数であります。

よって、議案第1号外1件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和7年度富山県就農支援資金特別会計予算外24件及び報告第1号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

安達委員長 挙手全員であります。

よって、議案第7号外24件及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

安達委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情が3件付託されておりますので、当局から順次説明願います。

横山農林水産企画課長 私からは、陳情第4号－2について御説明いたします。

この陳情は、会計年度任用職員の採用について、計画性を持って行うことを求めるものです。

当委員会所管分として、例示として記載のある農林水産総合技術センターに関する部分を御説明いたします。

農林水産総合技術センターでは、原則、年度当初に業務内容を考慮した上で任期の定めのない職員のみでは不足する部分を勘案し、必要な会計年度任用職員を任用しております。

また、陳情に記載のある大型特殊自動車免許を応募の要件としていますのは、農業研究所等でトラクターなどを操作する業務に従事することを想定しているものですが、応募に際しての業務内容では、圃場の労務作業なども明記しており、農業機械の操作のみに従事することはあらかじめ

想定しておりません。

会計年度任用職員の任用については、引き続き適正な体制での業務執行に努めてまいります。

杉野農業経営課課長 私からは、陳情第7号農福連携事業をよりよい形で進めることを求める陳情について御説明いたします。

この陳情は、農福連携事業を進めるに当たり、障害者が行う業務として困難と思われるものを県の指針として示すことにより、農業側と福祉側のマッチングしやすい仕組みを構築することを求めるものでございます。

県では、農福連携を推進する上で障害者の特性に応じた業務設定が重要であると認識しており、現在農業者と福祉事業所とのマッチングに際し、農福連携コーディネーターが障害の特性を踏まえた作業内容となるよう調整を行っております。

また、作業工程の細分化や作業内容の見える化などをまとめたガイドブックを作成するとともに、福祉事業所の職員を対象に具体的な農作業を見ていただく見学会を実施するなど、円滑なマッチングに向けた相互理解の醸成に努めています。

障害の特性により対応できる業務が異なることから、困難業務として一律の指針を示すことは難しいですが、今後マッチングの事例を積み上げ、障害の特性に応じた業務内容を事例として提示できるよう努めてまいります。

山中道路課長 私からは、陳情第8号除雪労働者の生命を守ることを求める陳情書について御説明します。

この陳情は、除雪作業に従事する除雪労働者の労働条件を富山県職員の労働条件に合わせるべきであると要望しているものでございます。

なお、陳情書では、富山県職員の労働時間として、月当

たり 2 時間の残業での除雪時間プラス室内での通常業務で生命の危険が生じるとしており、これを上限として労働時間をそろえるべきとの主張でございます。

陳情者は、県道路課は、労働基準法の範囲内であれば生命に問題はないとの指針を出しているとしておりますが、このような事実はございません。労働時間の上限は労働基準法で定められ、その範囲内で賃金・労働時間等の労働条件は、労働者と使用者が定めるべきものとされております。

なお、国や地方公共団体等の契約等に基づき行う道路の除雪作業については、労働時間の上限規制の例外となっております。

また、県管理道路の除雪に当たっては、建設企業等で結成された除雪共同企業体と委託契約を締結し、契約書やそれに付随する道路除雪要領に従って受注者が除雪業務を行っております。この要領では、受注者が使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保するよう定めております。

以上から、除雪業務の受注者が労働基準法等の関係法令を遵守され、労働時間を含む適正な労働条件を確保されるものと考えております。

安達委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これで陳情の審査を終わります。

3 閉会中継続審査事件の申出について

安達委員長 次に、閉会中継続審査事件の申出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申出案のとおり、議長に申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安達委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申出案のとおり、議長に申し出ることに決定いたしました。

4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

前田水産漁港課課長

- ・能登半島地震による水産資源への影響調査結果について

林参事・砂防課長

- ・世界防災フォーラム2025への参加概要
資料配布のみ

農林水産企画課

- ・2月4日からの大雪に係る農林水産関係の被害状況について

都市計画課

- ・Park-PFIを活用して整備を行った施設のオープンについて

(2) 質疑・応答

寺口委員

- ・高温障害やカメムシ被害によるリンゴへの影響について

川島委員

- ・農業競争力の強化について
- ・本県森林・林業施策について
- ・退職にあたっての所感について

宮本委員

- ・中山間地域の活性化について
- ・退職にあたっての所感について

中川委員

- ・農業について

- ・退職にあたっての所感について

菅沢委員

- ・企業局の管路工事について
- ・液状化地域内の被災した世帯に対する災害義援金の上乗せについて

鍋嶋委員

- ・道路除雪について
- ・県産米について

安達委員長 ただいまの報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

寺口委員 私から1問だけ質問をさせていただきたいと思います。

先日、果樹振興組合の方々との会合がありました。御存じのとおりですけれども、魚津市には、とても大きいというわけではないですけれども桃や梨やブドウやリンゴといった果樹がありまして、庭先販売が主だったりしますけれども、農家さんたちが工夫を凝らして栽培を続けてきておられます。歴史も非常に深いものがあります。

そういった方々から、高温障害等で今どのような状況なのかという話を伺っておりましたので、そのあたりに関しまして、今まで何度か質問した部分と重複する部分もありますけれども、質問させていただきたいと思います。

まずは夏場、去年もおととしも大変暑うございました。

その高温により、リンゴにおきまして、どのような影響を受けているのかということを吉島農産食品課長に伺いたいと思います。

吉島農産食品課長 令和5年と6年の夏季は、記録的な猛暑となったことに加え、8月の降水量も非常に少なく、著しい高温乾燥に見舞われました。

リンゴは冷涼な気候を好むことから、高温の影響を受けやすく、特に、「さんさ」などのわせ品種では影響を強く受け、果実の着色不良や着色の遅延が全体的に見られているほか、一部の園地では、高温少雨の影響による果実の肥大不良や日焼け果などの発生が見られております。

主力品種であります晩成品種の「ふじ」につきましても、わせ品種ほど影響は大きくないものの、果実の着色程度の低下が見られているということでもあります。

こうした高温障害や高温に伴う虫の害の発生などを受け、令和6年の出荷額は前年よりやや増えたものの、令和3年から4年に比べますと1割から2割程度減少している状況であります。

寺口委員 1割から2割程度の収穫の減ということが数字としては出ているということです。

味的なものに関しては、前は冬場になったらおいしいリンゴが食べられていたところが、数字的においしくないという結果が出ているわけではないようですけれども、やはり何となく感覚として味が本当に落ちているようなことを耳にしている状況です。

去年は、カメムシの被害が大変大きいということが予測もされておりましたし、それに関しては指導も頂いて対処していたということも聞いておりますが、結果としてはいかがだったのでしょうか。

カメムシの被害に関しまして、どのように対策をされたかということと、その被害の状況について伺いたいと思います。

山崎農業技術課課長 カメムシが果樹の汁を吸うことで加害された果実は表面が凸凹に変形したり、吸われたところが変色したりして商品価値が著しく低下するなど、収量・品質に大きな被害をもたらします。

近年、果樹カメムシ類につきましては、温暖化などの影響で全国的に発生が多くなっており、昨年の調査では、過去10年間で最多となったことから、5月に果樹カメムシ類の発生に警戒するため注意報を発令しております。

あわせて、技術対策として、園地での発生状況を小まめに確認するとともに、発生が確認された場合は、速やかに防除効果の高い薬剤で夕方や早朝などの時間帯に散布するよう管理特報等で指導を行ってきたところでございます。

しかし、今年度、中山間地など山沿いにおきまして、カメムシの吸汁被害果の発生が多かった園地があったことから、追加防除の実施状況や防除のタイミングなどの検証結果を踏まえまして、次年度におきましては、県防除指針を参考に前年の発生状況に合わせ、園地ごとに防除暦を作成するとともに、園地ごとに発生状況や発生密度が異なることから、カメムシトラップを設置し、発生予測の結果に基づき速やかに追加防除、特別防除とも言いますけれども、徹底するなど、カメムシによる吸汁被害果の発生防止対策を強化することとしております。

今後とも、高品質で安定した県産果樹が生産されるよう病虫害の発生予測に基づいた効果的な対策の情報発信を行うとともに、農林振興センターやJA等関係機関と連携して適切な指導に努めてまいります。

寺口委員 園地ごとに防除暦を作成されるということですが、カメムシは群れになって移動するということでもありますので、生体を殺虫剤で殺す際は一気にたたくというか、みんなで取り組むということが必要だと聞いております。

畑ごとにしっかりと御指導いただけるのが本当は一番いいなと思うのですが、高齢化などでカメムシの駆除ができない畑が出てくると、その畑で死ななかったカメムシがまた広がるため、なかなか防除できなかったということも

伺っておりまして、そこは、またしっかりと御指導いただきたい部分であります。

また、例えば畑や田んぼ作業が高齢化などでできなくなってそのままほっておくと、休耕田、放棄田となってこれはこれで問題ですが、リンゴの場合だと、手がかけれない木が1年でもあるとそこに害虫が集中してどんどん広がってしまう。ですので、栽培をやめる場合は木を切らざるを得ないのですが、魚津におきましては、やめた農家さんの木は誰が切るのかとか、木を切る分の余力を残してやめなければならないといったことで大変重たい話になっていることもありましたので、その辺は、またしっかりと御指導いただきたいと思いました。

魚津市のリンゴ栽培というのは1905年から始まったと言われておりまして、100年以上の歴史があり、今も魚津市内では50軒ほどの農家が30ヘクタールにわたってリンゴを栽培しております。伝統でありますし、ブランドの商標登録をしている地域もあるということで、魚津市にとっては非常に重要な産業だと認識をしておりますが、農家さんたちが今本当に苦境に感じていらっしゃるのは、やはり高温によるリンゴの不調についてです。

はっきりとは言えないことかもしれませんが、感覚的な部分で言いますけれども、おいしいリンゴではなくなっているのではないかという懸念が生じているわけです。これはひとえに高温による影響なのかなと思っております。

米の栽培におきましては、県は富富富を栽培されたわけですが、リンゴの場合、仮に品種改良しても実るまでにはまた10年という月日がかかります。

今後この高温という状況がなくなるわけではないということが明確な中におきまして、フジリンゴをさらに改良するのか、それともフジではないものを目指すのか。リンゴ

栽培という産業が続くように、この辺りは方針を持って研究をしていただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

山崎農業技術課課長 近年、果樹産地におきましては、高温により収量、外観に影響が生じており、リンゴでは、日焼け果や着色不良、着色遅延などが以前と比較し増加しております。このため、県果樹研究センターでは、高温に対応した栽培技術の確立や本県の気象条件に合った品種選定を実施しております。

具体的には、日焼け果対策として、細霧冷房装置を用いた発生の軽減、日焼け発生リスクの高い果実の早期判断、果実への資材の被覆、樹勢に応じた適正な着果量への誘導や、かん水による土壌水分管理などの技術開発を行ってきたところでございます。

また、品種選定におきましては、本県のような高温条件下でも、着色が良好で品質の優れた国の研究機関等で育成された紅みのりや錦秋などといった品種を選定し、その普及に努めてきたところでございます。

委員御指摘の県独自の品種につきましては、その開発に10年から20年程度と長い年月を要すること、地球温暖化が進行する中、早急にその対策を講じる必要があることから、既存の優良着色品種系統や黄色系統、皮の黄色い系統ですが、それらの品種の中から、本県の気象条件に合った品種選定を的確に行うよう努めたいと考えております。

県といたしましては、今後とも関係機関と連携し、リンゴをはじめとした県産果樹が高品質で安定して生産されるよう、国や他県の取組事例も参考にしながら、本県の気象状況に対応した栽培技術の開発と普及に努めてまいります。

寺口委員 追加で聞きたいのですが、今、品種選定にあたり高温耐性の強いものとして、紅みのりや錦秋の普及に努め

てこられたということで伺いましたが、その品種の普及状況はいかがなものでしょうか。

山崎農業技術課課長 今ほども言いましたように、紅みのり、錦秋という品種は、国の研究機関で開発された品種でありまして、そのほかにもいろいろな品種がございまして、研究所等で富山県に適正かどうかというような試験を繰り返して行っております。

その中で、紅みのり、錦秋という品種は、今は試作段階というところで栽培をしているところでありますので、もうしばらく試作を続けて、確実に富山県でもよい品質のものが栽培されるという段階であれば、次は準推奨品種ということに格上げをして、また県内で広げていきたいと考えております。

寺口委員 なるほど。今研究中ということで、農家さんの実際の畑などではまだ栽培されていないということを理解いたしました。

石川県では独自の品種を使っておられますし、リンゴと言えばやはり青森県や長野県が先進地域であり、大きな産地なので、その辺の知見は多分あると思うのですが、リンゴ生産の南限と言われる富山県の地域で高温耐性のものが開発できれば、これが逆に、もしかしたら長野のリンゴ生産の将来を救うものになるかもしれませんし、研究する価値はあるのではないかというのが私の考えであります。

時間のかかる取組ですので、先を見て生産の準備を進めていただきたいと思います。

リンゴは畑に1種類だけで育てることはできないわけですが、何種類か組み合わせて主力だけというわけにもいきませんし、主力が駄目になって本当にほかのものも駄目になるということになると、生産農家としては成り立たないわけでありまして、主になるしっかりした品種を

今後育てるためにも、調査研究をしっかりと進めていただきたいと思います。

川島委員 私からは大きく2点、農業と林業について質問したいと思います。いずれも国の法改正、政策転換、国の政策実施においてどのように富山県にその政策が実装されているのかという観点からお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、農業の競争力の強化についてであります。

2017年に農業競争力強化支援法が施行されて8年になるわけであります。この法律は、農業が将来にわたって持続的に発展していくため、そして農業の構造改革を進めていくのに併せて農業者がどうしようもできない事項、例えば農業資材の供給であったり、農産物の物流の合理化であったりというこういったところをしっかりと国が責務を持って改善を進めていくものであり、法施行によって、5年ごとに農業資材等の状況調査を実施して、PDCAのサイクルを回しながら改善を図って改革を進めていくということになっております。

そういった中において、本県における法制度の実装度合いといいたいでしょうか、どのような取組がなされて、そして、この中にもあるM&A事業の再編の進捗状況だったり、この施策の成果や課題をどのように捉えておられるのか、大田農業技術課長にお伺いいたします。

大田農業技術課長 農業競争力強化支援法では、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するため、国が農業資材等事業者の再編や他業種からの事業参入を促す施策を講ずることとされております。

支援措置としましては、日本政策金融公庫における長期低利資金の融資や民間金融機関、または海外金融機関からの融資に対する債務保証が受けられること。事業譲渡にお

ける債務移転手続の簡略化があり、本県での事例はございませんが、全国で40の事業者が国の認定を受け、事業再編などに取り組まれていると聞いております。

農業資材などの状況調査につきましては、国が全国の主要な肥料・農薬など農業資材販売店を対象に毎年行っております。直近に当たります令和5年3月時点の調査結果では、販売店における小売価格には、化成肥料では3から4倍、農薬では2から3倍の価格差があったとされており、こうした調査結果は、昨今の資材価格高騰対策の立案の参考にもされているものと考えております。

また、施策の課題については、本県には事業再編の対象となるような農業資材等の製造拠点が少ないことなどから、制度の活用は進んでおりませんが、成果としては事業再編の取組の1つとして、県外ではありますが、肥料製造業者が製造施設の集約機能強化を行い、肥料製造体制を効率化したほか、農業用機械の運転支援アプリの開発業者が低価格のスマート機械の製造販売に参入した事例があり、こうした事業成果が県内の農業者にとって資材コストや労力の低減などに結びついているものと考えております。

また、さらに昨年3月には、配合飼料製造業者が工場を再編する計画の認定を受けたと聞いており、今後の配合飼料価格の低下も期待しているところであります。

川島委員 M & A、事業の再編の例はないということで、それは相当するものがないということなのでありましょうが、今後ますます農業者の高齢化、そして担い手不足が加速度的に進んでいくことが想定される中であって、農業コストの削減であったり、この法律の補助制度などをしっかりと活用して、農業者の皆さんも巻き込んで持続可能な農業をさらに進めていただきたいとお願いして1点目の質問を終わります。

2 点目に林業についてであります。

これも 5 年前になりますか、いろいろな国の政策が拡充されてきている中であって、またウクライナ戦争とかも相まって世界的に木材需要が非常に高まっていると。そうした中で、国は国産材の安定供給体制を構築していくということを強力に進めております。

本県における輸入木材から県産材への転換を含めた県産材の受注状況というものの変化をどのように捉えており、県産材のさらなる安定供給体制の構築にどのように新年度から取り組んでいくのか。

また、国産材の供給量は、2009年時点では1,828万立方メートルから2019年時点では3,099万立方メートル、そして2030年目標は4,200万立方メートルとなっておりますが、本県における供給量の伸びというものはどうなっているのか、松井森林政策課長にお伺いします。

松井森林政策課長 本県の木材需給状況につきましては、1973年、昭和48年の198万5,000立方メートルをピークにその後緩やかに減少しておりまして、2007年、平成19年には需要量としまして81万3,000立方メートル、そのうち9割が外材でございました。その後ロシアの輸出の関税の引上げによりまして、2023年、令和5年には需要量が20万3,000立方メートル、2007年の約4分の1となりまして、外材の割合も36%に減少したということでございます。

このため輸入木材を取り扱う製材工場の一部では、県産材を含め、国産材への原料の転換が進んできているという状況でございます。

一方、県産材の供給量につきましては、直近2023年では、2009年、平成21年の5万1,000立方メートルから約2倍の10万5,000立方メートルと増加しておりますが、昨年10月に策定いたしました富山県森林林業振興計画におきまして

は、2031年、令和13年の目標としまして16万立方メートルということで、約1.5倍という目標を立てておりますけれども、そのためには安定供給体制の構築、そして需要の拡大が大きな課題と認識しております。

このため来年度には、急斜面等で道がつけられないような森林において有効な架線による木材生産ですとか、またドローン、苗木の運搬にも使えますが、そういったスマート林業機器の実証、そして普及、また2つ目には、日報管理システム、これは作業のボトルネックを可視化するものですけれども、そういったものの活用によります生産性の向上、そして3つ目には、県産材の流通情報システム、これは今まで紙、しかもばらばらの納材伝票とかそういったものを電子化そして共通化するものですけれども、そういったものによりまして木材の流通の効率化などに取り組むこととしております。

また、能登半島地震もあり木造建築物の耐震性に関する不安という声もお聞きしておりますので、官民連携によります富山県ウッド・チェンジ協議会におきまして、そういった木造建築物の耐震性に関する普及啓発資料を作成して民間建築物における木材利用が促進される環境を整備するなど、木材需要の拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、川上から川下までの関係者が連携協力しながら、県産材の安定供給体制の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

川島委員 目標が1.5倍の16万立方メートルということで、人材も少ない中、高い目標なのかなという印象もありますが、頑張ってくださいと思います。

昨日、ありがたいことに、あいの風とやま鉄道の福岡駅にエレベーターが設置されまして、その竣工のデモンスト

レーションとして、県と防災協定を結んだ株式会社フルテックさんが輸送用ドローンのデモンストレーション飛行をされていました。埼玉県八潮市の道路陥没事故において東京消防庁のドローンで地下を調査しておりますが、そのドローンは45キロの物を輸送できる日本一大きなドローンであり、それを提供している会社が地元にあるわけであります。課長の御答弁にもありました木材の輸送には、ドローンはもう活用できるなということを実感したところであります。そういう企業が地元にもあるということで、ドローンの活用というのもしっかり進めていただければと思います。

この項の2点目でありますが、効率的・安定的な供給体制の整備というものを進めていく上で、森林経営管理制度が国で導入されており、平成31年4月から施行されております。施行から5年経過するかと思いますが、この制度は手入れの行き届いていない森林であれば、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて、そして林業経営に適した森林は、地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は、市町村が公的に管理をしていくという制度設計になっております。

この制度導入において、本県ではどのような制度活用といたしましょうか、成果を得られているのか。本県における意向調査等に取り組む市町村の状況、そして経営管理権の取得に取り組む市町村の状況をどのように捉え、課題とどう今後の取組につなげていくのか、滝口森林政策課課長にお伺いいたします。

滝口森林政策課課長 森林経営管理制度は、所有者自らが森林の経営管理ができない場合、市町村が所有者から委託を受け経営管理権を設定し、間伐などを行う制度でありまして、平成31年4月に開始されたところであります。

これまで各市町では、手入れが遅れ、整備が必要な森林の所有者を対象といたしまして、今後の経営管理の方針などを確認する意向調査を約1,600ヘクタール行ってまいりましたが、市町が経営管理権による間伐などの森林整備を行うには、相続人など権利者全てを探索いたしまして同意を取得する必要があるほか、現地調査による整備区域の確認や施業内容の検討、整備の発注業務など事務が煩雑であるため、経営管理権による森林整備におきましては、令和6年度末で5市2町、約64ヘクタールとなる見込みであります。

こうした中、制度開始から5年が経過しまして、未整備森林の所有者の探索でありますとか、同意の取得、現地調査、現地確認に係る市町村事務が依然として負担となっていることから、今国会におきまして、市町村と森林経営体の連携により速やかに権利設定できる仕組みの創設や、共有林で権利設定する際に必要となる同意を全員としていたものを、半数を超えるものに緩和することなどを盛り込んだ改正法が審議されているところであります。

県といたしましては、改正法の審議内容を注視しつつ、森林政策課内に設置している富山県森林経営管理総合支援センターにおいて、市町の実情に応じ、巡回指導による個別相談でありますとか、技術支援などの伴走支援を行うなど、市町村の経営管理がスムーズに進むよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

川島委員 今国会で制度の要件緩和が審議されているということで、森林や山をしっかりと守っていこうというところが進むのだらうと思います。

富山県は山が多いわけですが、荒れていく状況はやはり目をみはるものがありまして、特に豪雨、豪雪といった災害で荒廃した山林や森林は、被害を拡大させていく

ということもありますので、ぜひ市町村が手を挙げやすいように、しっかりと緩和の内容も含めて制度活用をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、通告にはありませんが、砂防関連について1点質問したいと思います。

林砂防課長にお伺いしたいと思います。先ほど世界防災フォーラムについて御報告がありました。ブースではVRとかアニメも活用されていて、この県議会の議論もしっかり聞いていただいているなと感じた次第であります。

林課長におかれましては、今期で富山を離れて国交省に戻られるということをお伺いしております。

特に印象的だったのは、一昨年の豪雨で、線状降水帯のひどい被害がありましたが、そこから砂防の新設と強化も含めて、本当に県民や中山間の住民の皆さんに寄り添って仕事を進めていただいたことです。この場を借りまして感謝を申し上げます。

富山でのお仕事を振り返っていただき、国に戻られてどう生かしていかれたのか、決意のほども含めて御感想を頂ければと思います。

林砂防課長 川島委員からこのような機会を頂きまして、心より御礼申し上げます。

正直申し上げて、復旧復興の道半ばで富山県の職を離れることは、大変心苦しく思っているところであります。

富山には、それこそ高校を卒業して以来、25年ぶりですかね、帰ってきました。この間、国でいろいろ経験させていただきました。それらを土台にふるさと富山の県土強靱化に貢献できたということと、国で習得してきた技術を部下職員に伝えることができたということで、貴重な経験を積むことができた2年間でありました。

特に思い出深いことといたしましては、先ほど委員から

もありましたけども、令和5年の豪雨災害、また能登半島地震の災害対応、これらに我々砂防課そして土木部がワンチームとなって取り組んできたことや、富山県の原点とも言えます立山砂防の世界文化遺産登録について取り組んできたことがあります。やはり私の中では、歴史を学んで先人の偉業を知って、行政、技術両面で貴重な経験を積むことができたと思っているところでございます。

砂防事業というのは、都道府県の事業が基本の事業でございします。特にソフト対策、土砂災害警戒情報とか土砂災害警戒区域の指定といった事務は、まさに都道府県、県にいないと経験できない事務で、そういった事務が非常にたくさんございします。そういったことが経験できたということは、私の中ではかけがえのないことでございします。

今後は、現場で学んだことを全国の施策に反映する立場に移ることになりますが、富山県で得た経験や富山県の問題を知ったことによって、それらを踏まえて全国の課題解決につなげてまいりたいと思っているところでございします。

常任委員会の委員の先生方には、地元の皆様の災害の心配事を数多くお教えいただきました。そのたびに速やかに現場に足を運ぶ機会を得ることができました。まだまだ、富山に長く住んでいた割には、知らないことがいっぱいあるなと日々思わされることがたくさんありました。

このような機会を頂いて大変ありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

川島委員 ありがとうございます。

富山での御経験を生かして、全国に施策を展開して頑張っていたきたいなと思います。

「寿司といえば、富山」、アニメ・漫画といえば富山、砂防といえば富山ということで、ぜひ大いに活躍していただくようエールを送りまして、私の質問を終わります。

宮本委員 中山間地域の活性化について何点かお伺いしたい
と思います。

私ども議員の提案条例で「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」が策定され、その後、地方創生局に中山間地域対策課ができたりして、いろいろと幅広い分野で取組がなされているなと思っています。

一方、農水分野のほうはどうしても土地の利用とかに限定される部分もあって、中山間地域に人をどう呼び込むかといったいろいろな議論を、この場ではなかなかできない雰囲気というか、割振りがあるなというのは、最近感じてきたところでありまして、それはまた新たな課題として取り組みたいですと思っています。

それでも、例えば中山間地域チャレンジ支援事業でありますとか、土地を利用してそこに定着してもらおうということで、様々な取組をしていただいているということについては、十分理解をしているつもりであります。

地元の話ですが、昨年、一生懸命農業をされておられた私の近所の方が二人亡くなられました。近所でしたので残った田んぼをどうするという話になったときに、引受け手もいたのですが、条件の良いとこしかやれないわと。条件の悪いところはやれませんかということで、中途半端に話は終わっている。そんなようなこと一つをとっても、やはりなかなか皆さん方の努力の反面、耕作されない農地の拡大が懸念されるということを感じているところであります。

そこで現在の耕地面積、また遊休農地、荒廃農地、こういったものの近年の推移について、雄川参事にお聞かせいただきたいと思います。

雄川農林水産部参事 本県の耕地面積は、直近の国の公表値では令和6年度が5万7,400ヘクタールと、10年前の平成26年度の5万9,000ヘクタールより1,600ヘクタール、率に

しますと2.7%減少しております。

また遊休農地、荒廃農地の現状は、直近の令和5年度の調査によれば、荒廃農地は275ヘクタールで、そのうち再生利用可能な荒廃農地である遊休農地、いわゆる1号遊休農地につきましては185ヘクタール、残りの90ヘクタールは再生利用が困難と見込まれる農地となっております。

過去10年間の推移では、荒廃農地はおよそ240から350ヘクタールの範囲で年次により増減しており、同じく遊休農地はおよそ140から185ヘクタールの範囲で推移しております。この荒廃農地の変動については、農地の再生利用または非農地判断による減少と、新たな遊休農地の増加により、年次により増減しているというような状況になっております。

宮本委員 いろいろと御尽力いただいている中においても、社会的現象でやむを得ないところももちろんあると思いますが、特に中山間地域は人口減少とか高齢化というのは顕著でありまして、直感的にますますそれが加速していくのではないかと懸念しています。

地方創生局のほうでも、人を呼び込むためいろいろな施策に取り組んでおられるわけですが、私たちのようなところで空き家を求められるような方々というのは、どちらかというとき空き家イコールそこにある農地を活用したいという方が多くて、経営というレベルまで行かないけれども自家菜園的なそういった要素も含んで営みたいということをよく聞くわけであります。

そういったことについて、農水部もおそらくいろいろな場面でそういった話を聞いておられると思うので、どのように対応しているのか参事に御質問いたします。

雄川農林水産部参事 人口減少が進む中、特に中山間地域において県内外からの移住者は農業や農村集落、また地域社

会の担い手として活躍が期待されます。

首都圏などで開催される移住・仕事フェアにおきましても、移住希望者の方からは本格的な就農を目的とした相談だけではなく、具体的な職種までは考えてはいないが、地方で暮らすなら農作業のイメージもあると農業への関心を持って情報収集される場合もありまして、移住先での農地利用に対するニーズは一定程度あると認識しております。

移住者を含め、新たに農地の売買や貸借により農地を利用するには、市町村農業委員会で農地法第3条の許可が必要となります。この許可基準につきましては、資産保有目的ですとか投機目的などで農地を取得しようとする者を排除するために、農地の全てを効率的に利用すること、また必要な農作業に常時従事すること、また周辺の農地利用に支障がないことに加え、農地の権利を取得する際の下限面積が50アール以上と以前はされておりましたが、令和5年4月にはこの下限面積要件が廃止されております。

これは、経営規模の大小にかかわらず、農業に新規に参入する者の地域内外からの取り込みを促進するものでありまして、中山間地域などにおきましては、移住者が農地を利用することで荒廃農地の発生防止にもつながると考えております。また、この下限面積要件の廃止、これを契機に農地利用のハードルが低くなったということで、県内の農地法第3条の申請の問合せ件数は増加傾向にあるとも聞いております。

県内では、農地付き空き家を含めまして、貸付け、売渡し農地をホームページなどで一般公開している自治体もありまして、農業委員会向けの研修等を通じて、こうした取組についても周知いたしますとともに、就農を希望する移住者を受け入れる地域の体制づくりについても、引き続き支援してまいりたいと考えております。

宮本委員 5反ルールについてはもう相当昔から我々もやかましく言っていたような気がしてしまして、令和5年からそれが廃止され、そのことによってまた動きが活発化しているということは、喜んでいいのかどうなのか別としても、中山間地域で土地を利活用してもらおうという意味では、非常に重要なことだと思っています。

PRという言葉が正しいかどうか分かりませんが、市町村と連携をしながら、そういった人たちに少しでも多く土地を利用していただき、中山間地域で生活していただけるように引き続きお願いします。

続いての質問ですが、そのような個々のいろいろな対策や農地の活用ということも重要であります。最近農村RMOの取組について、全国的にもそうですし、富山県でも非常に熱心に力強く取り組んでいただいていると認識しています。

特に課題の解決だとか新たな展開を実践していくということで、極めて意義があると私は思っております。

地元の皆さん方も、県の指導を頂きながら一生懸命やっている地域もありますので、引き続き取り組んでいかなければならないと思っておりますが、現在の取組の実績でありますとか特色、また課題について國分課長にお聞きいたします。

國分農村振興課課長 農村RMOは、中山間地域において人口減少や高齢化に伴い集落機能が低下する中で、地域コミュニティ機能の維持・強化を図るものでありまして、現在県内では4市1町の7地区で、地域の多様な主体を巻き込みながら、特色のある取組が進められているところです。

例えば先行して行われております立山町釜ヶ淵地区では、地域おこし協力隊や移住者の参画も得ながら、空き家倉庫を活用した地域交流拠点を整備し、市民農園の開設なども

行っているというようなところになります。

また、新年度に事業終了を迎えることになりますけれども、富山市黒瀬谷地区ではブルーベリーのコンテナ栽培を行ったり体験農園を開設したり、さらには公民館の軒下空間を活用してカフェを開設したりだとか、あとは福祉ワゴン車の導入等の実施を行っているということで、地域の活性化や生活サービスの確保に様々な形で取り組んでいるというようなところになります。

この農村RMOですけれども、地域住民が主体性を持って取り組むということが非常に重要です。さらには継続して地域資源の利活用を行って、生活支援に取り組んでいくということが肝要だということとして、事業期間が3年間になるのですけれども、この事業期間での実証を踏まえまして、取組が地域に定着し、さらに持続的な活動につなげていくということが重要だということになってございます。

県としましては地域と伴走してサポートする人材の確保というものが、非常に重要な課題だと考えているところです。

そのため市町村の担当者と我々県も一緒に地域の話合いに加わりまして、期間中の支援をはじめとしまして、事業実施後も助言や地域のケアなど地域の実情に応じて支援することとしております。また、さらには地域の話合いだとかをサポートするこういったスキルを取得するということが重要になりますので、農林水産省が主催しております農村プロデューサー養成講座に職員を参加させているほか、県としましては農村RMO形成から運営までの一連のプロセスを学べるような農村RMO伴走支援講座というものを開催しておりまして、こういった伴走を支援する人材の確保・育成に継続的に取り組んでいるところでございます。引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

宮本委員 取組があつて補助等々もあつてということですが、いつまでも補助金だけずっと出していくわけにはいかなければ、やはりいかに自立していくかということだろうと思います。たまたま地元の黒瀬谷のほうは県におられた方に非常に熱心にやっていただいております、そういう意味で人材をどうつくっていくかということは、今後非常に重要だと思っておりますので、引き続き積極的に取り組んでいただければと思っております。

そんな中で、冒頭申し上げたとおり、中山間地域に人を呼び込もうとか魅力を発信しようということになると、どっちかということと地方創生局のほうに今はウェートがあるのかもしれませんが、やはりこういった森林や農地を所管する農水部としても、関係人口の拡大や移住定住の促進に向けて引き続き努力をしていただきたいという思いを強く持っております、どんな形で取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

國分農村振興課課長 県、特に農林水産部ですけれども、人口減少や高齢化が進行する中で、農村地域への移住に向けまして、平成17年度から田舎暮らしを体験できるとやま帰農塾というものを開催しております。これまで20年間実施してきたところですが、参加者が延べ1,700名以上ということで、こういったところで関係人口の拡大につながっております。さらには、そのうち50名の方の移住につながっているというようなところになります。

また県としましては、とやまノームステイ事業やとやま農泊ネットワーク推進事業といった、農村での体験を通じた関係人口の創出や拡大につながるような取組をしてきたところでございます。

一方で、週末移住のような2拠点化であったり、テレワークによる移住など、ライフスタイルもすごく多様化して

おりまして、様々な形で地域の新しい関わり方が生まれてくる可能性があるという現状になっていると考えております。

こうした中、今後より一層関係人口の拡大や深化を図りまして、農村への移住定住につなげていくためには、いろいろな方々の農村への関心や農村への関与の度合いに応じた形で、段階ごとに事業メニューを用意しまして、それをステップアップしながら徐々に農村との関わりを深めていくような、そういった取組を強化し、農村の魅力とともに一元的な情報発信をしていくことが重要になっていくと考えているところです。

県としましては、令和7年度からこうした事業体系を見直しまして、関係人口の拡大という視点から、富山の農村を知ってもらい、そして触れる、さらには農作業をしたり、田舎暮らしを行うなどといったことを一体して体験できるような、週末とやま農村Life推進事業というものを新たに実施することとしております。さらには情報発信を一元化するという一方で、フォーカスとやまの農山漁村推進事業というものに新たにに取り組むこととしております。

こうしたことで、さらには関係人口の深化という視点から、農業・農村での体験活動ができる事業に引き続き取り組みまして、関係部局や市町村とも連携しまして、将来の移住定住につながる取組に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

宮本委員 新たな取組を今後実施していただくということでありますので、成果があるように私どももしっかりと応援していきたいと思っています。

例えば帰農塾なんかでも、私も結構関わったときがありましたが、関係人口といっても、1回来たのも関係人口の1人にカウントされるし、何度も積極的に関わっているの

も同じ1人にカウントされるということがあって、これは農水部だけの問題ではありませんが、何かやはり、定義まで決める必要はないですけども、来られた方を逃がさないようにするとか、また関わってもらうとか、こういう視点が今後どの部局においても重要になると思っていますので、またよろしく願いいたします。

冒頭、荒廃農地の話をする中で、いろいろ手当てをしてもどんどん耕作農地が減っていくよねと話しました。ただ、集落の近くに荒れた土地がそのままあるというのは非常に心もとないよねということで、早生樹の取組について以前からも申し上げておりましたが、県のほうでも、耕作放棄地が放置される状況の中で、早生樹等をバイオマス燃料として活用するモデル事業にいよいよ取り組んでいただいているわけであります。

残念ながら耕作放棄地が増えてくるという懸念がある一方で、バイオマス等々を活用して、いかに2050年のカーボンニュートラル達成に向けたCO₂の削減に農地、民地を活用していくか、その意味で、早生樹事業など重要な取組をしていただいていると思いますが、現在の取組状況でありますとか今後の展望について松井課長にお伺いいたします。

松井森林政策課長 早生樹事業につきましては、令和4年4月に県、富山市、富山森林組合、民間企業から成ります富山市早生樹活用協議会を設置しまして、富山市、婦中町の約1.8ヘクタールの耕作放棄地や里山林におきまして、ヤナギ類やユリノキなどの早生樹を約1万8,000本植栽するなど、モデル事業として取り組んできたところでございます。

ヤナギ類につきましては、植栽から2年間で大きいものでは3.5メートルまで成長するなど、順調に生育している

ところでございます。ヤナギ類につきましては、3年程度で収穫が可能であるということでございますが、その効率的な収穫方法が確立されていないということもございますので、今年度、伐採からチップ化、収納、荷下ろしまで1人のオペレーターで実行可能なサトウキビ用の収穫機を用いまして、実証実験を行ったところでございます。

当日は国の研究機関ですとか地域住民の方も含めて約45名の方が参加されるなど、関係者の関心も高く、実証の結果、本県の中山間地域の耕作放棄地におきましても、その収穫機械、サトウキビの機械ですけれども、有効性が確認できたということでございます。

新年度におきましては、今年度の結果を踏まえまして、3年間生育したヤナギ類を実際に収穫し、そしてまたバイオマス燃料として燃焼実験を行うとともに、植栽が容易で成長が優れている品種の選抜、そして優良品種への植え替え、また里山林で植えておりますものの保育作業なども、引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

県としましては、早生樹を植栽し、木質バイオマス燃料として循環利用していくということは、地域に一定の利益を還元できるなど、中山間地域の活性化につながるものと考えておりまして、今後この成果を県内各地域に広く展開することで、中山間地域での地域循環共生圏の形成につなげてまいりたいと考えております。

宮本委員 早く全県下に波及させていくということが重要だと思っています。

やはりこういう話は、森林組合は知っているけれども、賦課金を徴収したり農地を扱っている地元の土地改良区がどこまで熟知しているかが重要になると思います。冒頭の話になりますが、農地が荒れていくのであれば早生樹を展開しませんかとか、そういう情報共有ややりとりが物すご

く重要になると思うので、ぜひそんなことを共有する範囲を広めて、みんなで取り組んでいけるようにしていただきたいと思います。

今ほど早生樹の活用について御答弁いただいたわけですが、けれども、本来は、いかに良質の木を育て、また循環型の林業を進めていくのかということが重要だということは百も承知なわけあります。

そんな中で、同郷でもありますけれども、林務行政に長く携わって富山県の林業行政を引っ張っていただいた農林水産部の山下次長が今期で退職とお聞きしているわけがあります。

次長には、私の知る範囲だけでも富山県森林・林業振興計画の策定でありますとかスマート林業の推進、また優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の生産拡大でありますとか、県産材の需要拡大等々を含めて、本当に林務行政に精通されて、一生懸命に取り組んでいただいきました。

近年、特に持続可能な社会づくりに向けて、森林や木材の県民の関心が高まっている中で、本県の森林林業、木材産業について今後どうあるべきかについて御示唆をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

山下農林水産部次長 今ほどは身に余るお言葉を頂き、誠にありがとうございます。

昭和63年に入庁して以来、37年間になりますが、その間、治山林道をはじめ林野行政、特に最近では水と緑の森づくり税の創設やその後の国の森林環境税の創設に伴う県の基金の立上げなど、本当に多くの事業に携わってきました。

林業はいろいろ多岐にわたっているわけですが、最後に私からは、持続可能な林業についてお答えをしたいと思います。

御存じのとおり、森林は県土の3分の2を占めており、

このうちスギなどの人工林は本格的な利用期を迎えつつあります。一方、これからの人口減少、社会構造の変化の中で、この森林資源を可能な限り循環利用していくことが大切であり、それらを実現するために次の３点がポイントになるのではなかろうかと思っております。

まず１点目は、スマート林業の推進であります。

今後担い手が減少していく中、森林資源のデジタル化などスマート林業の普及により業務を効率化させ、林業の生産性の向上を図ることが何より重要であります。近い将来には無人で伐採、集材を行う林業機械の導入などにより、業務の省力化が図られるよう期待をしております。

２点目は、伐採後の効率的な植栽です。

主伐後の再造林のエリアにつきましては、林道に近いなど造林の適地をしっかりと見極めることが重要であります。その上で、やはりドローンによる苗木運搬や傾斜地対応の下刈り機械の導入などにより作業効率を改善するほか、将来的には成長の早いエリートツリーを植えるなど、伐採期間の短縮を目指すことが必要だと思っております。

３点目は、木材利用の促進であります。

近年、都市部における国産材需要の高まりを捉え、本県においてもやはり非住宅、中高層建築物の木造化や木質化に取り組むことが重要であります。そのため、先ほど答弁したとおりであります。引き続きウッド・チェンジ協議会の取組を通じまして、コスト面や設計者の木材利用に関するスキル不足といった課題に対しましては、官民連携による解決を目指していくこととしております。

以上、森林資源を循環利用するためのポイントを３点挙げさせていただきました。

これまでも、経験則に頼る昔ながら的林業から、テクノロジーを活用した効率的かつ持続可能な林業への転換を図

ってきたところでありますけども、さらに加速化するように取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

今後、富山の森を次の世代に引き継げるよう、50年、100年先を見据えた多様な森づくりをしっかりと進めていくことを期待しております。

最後に、県土整備農林水産委員会の委員各位におかれましては、引き続きの御指導をお願い申し上げて、簡単ではございますが御礼の御答弁とさせていただきます。

長い間本当にありがとうございました。

宮本委員 将来を見据えた、最後まで誠実な御答弁を頂きまして、どうもありがとうございます。

おそらく引き続き、森林の発展のために従事していただけるものと期待しておりますので、健康に留意して頑張ってくださいと思います。

中川委員 以前の予算特別委員会で質問できなかった分について、今日改めて質問したいと思いますのでよろしくお願い致します。

まず、有機農業についてはこれまでもいろいろと議論があったわけですが、私の感想から言いますとなかなか進まないなというのが実態でありまして、そのあたりどう進めていくかということが大変大きな課題ではないのかなと思います。

国ではみどりの食料システム戦略をつくって、耕地面積に占める有機農業面積を最終的には25%に、そのため2030年の目標としては6万3,000ヘクタールとしているわけです。そうした中で、富山県でも富山県みどりの食料システム基本計画というものをつくって目標——まだ2030年の目標数値は定められていないのではないかと考えていますが、令和8年度には300ヘクタールという目標を決めて取り組んでいるわけです。

どこで取り組むかということ、また出口戦略も考えていかなければいけません、そんな中で、現在は大きな圃場ではなくて小さいところ、特に中山間とかそういったところでやるということが定着しているのではないかなと思います。そういうことでは、この目標を達成することはなかなかかなわないので、私はやはり大区画圃場で進めていくことが非常に大事なことであると思うのですね。

その中で、除草対策が一番問題としてあるわけです。

これまでも県では実証実験などに取り組んでおられますが、なかなか広がっていない。そういうところは大型実証圃をつくって、メーカーにいろいろなやり方を提供してもらって、それを同業経営者に見せるところから始めていくことが極めて大事だと思っています。

国では補正予算や当初予算で40億円以上の金をつぎ込んで、最近、本当にやる気になってきていると思っていますが、そうした中で県の有機転換推進事業、これは農業者に対して有機種苗の購入だとか、あるいは土づくり、病虫害の発生しにくい圃場環境の整備といった有機農業の生産を開始するに当たって、必要な経費を助成しようという事業ですよね。

金額はともあれ、この有機転換推進事業の1月までの申込み状況を含めた今の状況と、目標達成に向けてどのようなロードマップを描いているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

大田農業技術課長 まず、有機転換推進事業の令和6年度の実績におきましては、富山市と小矢部市で4件、面積で3.3ヘクタールとなっております。令和7年度につきましては、国の募集期間が15日間と短かったため申込みはありませんでしたが、国の追加調査があったことから現在も要望調査を続けておりまして、今2件が市町村と調整中と聞

いております。

また、県ではこれまで有機農業アカデミーや有機農業生産推進大会の開催により、新規取組者の掘り起こしや機運醸成のほか、水田除草の省力化技術の実証などを行ってきました。また、新年度には販路開拓のため飲食店などの受注者とのマッチング交流会の開催や、省力化技術を体系化したマニュアルの作成、除草機導入支援を行うこととしております。

有機農業は御指摘のとおり、除草作業に手間がかかることや農産物の収量が落ちること、さらには販路の確保などの課題があり、目標達成は容易ではありませんが、これまでの基礎的な取組により、課題や重点的に取り組む事項などが整理できてきたことから、新年度におきまして、令和8年度以降も見据えたロードマップを作成するとともに、今後農林振興センターも含めた推進体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、御提案のとおり、まずは現場にしっかり見てもらうということも重要でありますので、新年度には複数メーカーの除草機を用いた実演会を開催するとともに、除草作業の省力化技術を多くの方に実感していただきたいと思っております。

また、他県の取組、例えばメガファームで有機農業を行っている先進事例の取組を調査研究いたしまして、農業者にも紹介したいと考えております。併せて普及指導員や市町村、JAなどにも参加を呼びかけまして、技術指導できる人材の育成も含めて指導体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

中川委員 とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会などもあるわけですね。また、とやま有機農業生産推進大会やアドバイザー制度、それから有機農業アカデミーとか、い

ろいろなものが多種多様にありますし、農林水産省でも、みどりトータルサポートチームが課題解決のために行う取組へ支援を行うと。これは要するに、いろいろな農業生産者に対して課題解決を一元的にサポートできるスペシャリストのチームをつくるということを言っているわけですね。

これまでなかなか進んでこなかったということですが、栽培技術を指導していただけたところにもっと積極的に働きかけをして、県の農業普及指導員だとか農協の営農指導員などにもっと教えないと、なかなか生産者の疑問に答えることができないと思うのですね。

とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会には様々な方が入っておられるのですが、これだけ人が減っていると、本当の課題解決ができるようなスタイルにはなっていないのではないかと思います。ですから、その辺をしっかりとやらないと、本当に前へ向いていかないのではないかと思いますし、ハード面はもちろん、ソフト面でもそういうことをやる必要があると思います。

課長が技術指導を行う人を育てるということをおっしゃいましたけども、具体的にどのように有機農業などの技術指導を行う人材を育成していくのか、今現在どう考えているか教えていただければと思います。

大田 農業技術課長 今ほどの答弁の中にもありましたが、まずは先進事例も含めまして、有機農業アカデミーなどにも農協の営農指導員の人にも出席してもらおうとか、まず既存の研修会とか調査研究にしっかり参加していただいて、有機農業を希望する方も、また技術者のほうも一緒に学んでいく。その方の流儀はそれぞれありますけども、そういうようなものを実感していただいて共有化していくことも大事かと思っています。

また、農林振興センターにおきましても、そういった有

機農業の推進をどうしていくかということについて、もう少し体制を強化していく中で、人材の育成も計画的にやればと思っております。

非常に地道な取組ではありますが、そういったことも心がけて進めていきたいと考えております。

中川委員 地道だとかそういうことではなくて、私はこれだけの組織がばらばらとあるのを、一つの組織としてまとめた形にして、そこでワンストップで全て相談できるような体制をつくったほうがいいのではないかなと思うのですね。これがやはり農水省が考えているみどりのトータルサポートチームにつながっていくのではないかと思います。ですから、一つに集約して、そこに行ったら何でも解決できるという体制にすることが必要だと思いますので、ぜひそれを考えてもらいたいと思います。

それから、農水省では、自然農法とか有機農業とかいろんなやり方があるので、ガイドブックを作成するということで、昨年も作って各市町村あるいは県にも既に配られているわけです。このガイドブックは米とか野菜とかいろいろなものを対象に段階的に作成しているわけですが、そういう指導書があっても、それを具体的に現場に下ろしていくためには、何といても指導者が大事なわけです。

そのことを踏まえて、地道ということではなくてもっと大々的にやっていかない限り、国が考えている耕地面積に占める有機農業面積目標まで、とてもじゃないけれど私は到達することができないと思います。

やり方一つだと思いますよ。地道ではなくて、大々的にやるような体制をぜひ私はつくってもらいたいと思います。

出口のほうについては、実需者のほうもありますが、これはまず学校給食から始めるということが最近では定説化されているわけなので、そういうところをターゲットにして

ぜひやってもらいたいなということを、改めて申し上げたいと思います。

それに対して何か所感があればお願いします。

大田 農業技術課長 人材の育成については推進体制も含めて考えていきますし、いわゆる出口対策につきましても、いろいろな方面と調整しながらまた進めていきたいと思っております。

中川 委員 分かりました。

それでは、次の質問です。

以前、農業者のことについて質問しておりましたが、途中で終わったような感じがいたしますので、改めて質問をさせていただきたいと思います。

以前の委員会で津田農水部長に、農業者と農業経営体数がかかなり減少しているといったことについて質問していたわけですが、これは改めて言うまでもないわけですが、その裏には個人の農業経営体が集落営農という形でまとまってやろうということで、その効果が随分出てきたということだと思います。

集落営農の特徴は、現況集積面積割合が4割で、平地農村での割合が非常に高く、人・農地プランの中心的な経営体に位置づけられる割合が8割と言われているわけがあります。法人化率も増加傾向にあって、農作業の受託から経営そのものを担う形態に現在は移行してきていると。ただ、その中では高齢化について大変悩んでいるというのが実態なわけがあります。

従事者の人数を見ると1人の割合が約6割なんですね。そしてリーダーの高齢化については、70歳以上が半分を超えていると。しかもその中身を見ると70歳から79歳が5割近くになっているということで、後継者が確保できない法人は33.5%、非法人では45.1%と非常に高くなっていると

いうことがデータでも分かっているわけであります。

なぜ後継者がいないのかなということで、私も聞くのですが、大体言われるのが、集落営農をやっているところへ誰が来てくれるのかと。こんなもうからないところで自分の地域の息子さん方に任せても草刈りができるか分からんとか、こういうひどいことを言っているわけですよ。

これでは引き継ごうと思う人が出てくるわけがないなと私は思います。そう言っているうちに、自分らがもっともって年老いて、そして困ったなと言っている状態が継続しているような気がしてならないのですね。引き継いでくれる人がどこかにいるにも関わらず、引き継いでくれるな、入らないでくれと言っているような気がして私はならないわけです。ですから、私が最近よく言っているのは、皆さん方は早く退場してくれと。若い人に働けるステージを与えるべきではないかということを盛んに言っているわけであります。

富山県の農業の労働生産性というのは、全国のデータ、地方全て含めても、全国と比べて半分ですよ。こういうことでやっていて本当にいいのかなと私は思います。ですから、まず若い方には、平場のもうかるところ、稼げるところで思い切ってやってもらおうと。こういうことを引き継いでいかない限り、自分たちが85才、90才になってもまだやれんわと、こんなような状況では私は駄目だと思うのですね。

県のほうでは、集落営農の広域化や、あるいは50代の切れ目のところで就農していただける方を支援しようということを今盛んにやっておられますが、それはそれとして、これまでのことを見ると、また人口減少を踏まえると、生産性の向上が見込める平場で思い切って若い人に任せるといふところもぜひやっていくべきではないかと思っております。

ますので改めて部長にお伺いしておきたと思います。

津田農林水産部長 集落営農を若い人に任せ、活躍できる、そしてもうかる、稼げる農業の実現ということだと思いますが、その実現に向けて何点か申し上げますと、まず1点目は農地の集積・集約化をこれまでも進めておりましたが、それをさらに進めないと、今後は回っていかないと思っています。

それと併せて、スマート農業の効果が最大限発揮できるハード整備、例えば排水路を地中化して多くの機能を持たせた農道の整備ですとか、ドローンの発着や収穫物の荷積みスペース機能を有した搬入路の整備などを進めて、さらに生産性向上を目指すというのが1点。

2点目は、集落営農の後継者の問題でございます。アンケート調査では、約68%が、後継者がいないとする回答もでございます。このため、御紹介もいただきました人や機械を共有する広域連携といったものを進めておりますし、また集落営農第三者継承を進める必要があると思っております。

このほか、例えばということになりますけれど、昨年10月にスマート農業技術活用促進法が施行されました。その中で、スマート農機を活用して新たな生産の方式に取り組む農業者には、その計画が認定されれば長期の低利融資や税法上の特例措置など様々な支援がございますので、集落営農の若い担い手ですとか、あるいは集落営農を第三者継承された人に、ぜひこういったものにチャレンジしていただくといったようなことも図っていく必要があると思えます。

それから3点目です。近年は有機農業それから観光農園、農産物加工販売など、地域資源を活用して付加価値を創出する農業が注目されております。集落営農ではございませ

んけど、ガイアとなみでも主穀作のほかにイチゴを栽培して、ジャムや加工などの施設も併せてやってらっしゃいまして、多くの方が訪れていると聞いております。こうした多様なアグリビジネスにチャレンジする若者も支援する必要があると思います。

幾つか例示として申し上げましたけど、若い人にやればもうかるんだというような姿をいろいろな場面でお見せすることが大事ではないかと思っております。

今後、新たな総合計画の策定、それから来年度から富山県農業・農村振興計画の見直しを行いますので、その中で議論を深めていきたいと思っています。

中川委員 集落営農の皆さん方にこのスマート農業の話をして、俺らできんわとおっしゃるわけですよ。だからあなた方が対応しなさいと、こういうわけですよ。ですからステージを与えないと、今部長がおっしゃったような3つのポイントが実際には進まないのです。

若い皆さん方が、とやま農業未来カレッジとか様々なところを卒業して、法人経営とかいろんなところへ入っているわけですよ。そういう人たちにチャンスを与えないと駄目だと思います。

それから公募すれば実際に来てくれるわけですよ。そういうやり方をしない限り、私は駄目なのではないかなと思います。

水橋の漁港で今若い人たちが頑張っているのも、定置網全部ただでやるから来いといったら、全く漁業に関係ない人たちが手を挙げてやっているわけですよ。そういう思い切ったことをやらない限り、いつまでたっても理想は理想のままになって駄目なんですね。

退場された皆さん方には、草を刈れるのであれば刈ってもらおうとか、周りのことを大いにやってもらおうとか、ある

いは中山間地域の悩み事解決のために人手がかかるところがあればそこへ行ってもらうとか、そんなことをやっていかないと、とてもじゃないけど農業でもうかるなんて話はないわけです。私は阻害しているのはそれだと思っていますので、ぜひ検討していただいて、前へ進めていただければいいなと思います。

それからもう一つあります。

農業政策も随分変わりました、米なんかは特にそうありますが、今までは国内の需要に合わせて作っていたのですが、大きく転換して、安全保障面も考えて作れるだけ作ればいいではないかということで、今一生懸命出口戦略を考えているわけであります。

農林水産部でも五十嵐理事が中心になって市場戦略ということではいろいろと旗を振って、120億円の目標のうち55億円まで来たと。富山県も富富富のことやら、あるいはグルメフードフェスをやってみたり、それから、とにかく外へ向けなければいけないということで、シンガポールなど海外をターゲットにするなど、市場戦略というのは非常に大事だと思っています。

五十嵐理事にはまだまだ頑張ってもらいたいなと思っていましたが今年退職されるわけです。これまでもいろいろなところで働いてこられた、多分管理職になられて管理部門を主に働いてこられたのではないかなと思います。が、農林水産部に来られて外向けの仕事をどんどんやってこられたわけであります。

本当に残念ですが、これまでの集大成ということでこの36年を振り返って、これまで培われたことや職員や我々に対して思いやメッセージなどお伺いしたいなと思います。

五十嵐理事 中川委員にはこのような機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

私は平成元年からの採用でございまして36年間ですが、最初県庁に採用されたときには当時の農業水産部に配属で、その後途中1年間だけこちらのほうに勤務しまして、最後にまた農林水産部の勤務ができて、本当にありがたかったと思います。

農林水産部の業務という、生きていく上で基本となる食、良い生活環境、こういうものを支えていくわけで、こういったもので最後に仕事できたことは、本当に幸せでした。

中川委員からこれまでのことということだったので、少しお話をさせていただきますと、職員の皆さん、後輩の皆さんにということになりますが――先輩で残られる方もおられますが、すいません。これまで職員としてやってきて、自分がきちんとできているかどうかはともかくして、まず自分と周りの心身の健康の保持がとにかく第一、これできていないと、次のことも全くできないです。

その上でどうあるべきかといいますと、職場の仲間ときちんと付き合っていくのは当然大事ですが、それだけではなくて、様々な職業ですとか地域ですとか世代とか、そういったものときちんと交わって、あと書物も含めて学び、幅広いものの見方、考え方を身につけて、かつ世の中の動きに合わせてそれを日々アップデートしていく努力を続けていってほしいなと思っております。

特に、ここの委員会に当局側で出ている管理職の皆さんについては、これまで専門分野で当たり前とされてきたことですとか物事の細部ですとか、そういったことだけにこだわるのではなくて、広い視野と高い視点を持って全体を見通し、ちょっと言い方を変えると、幅広い常識と深い良識を持って、県民全体の幸せにつながるような判断ができるような存在であり続けてほしいなと強く願っております。

自分がこれまできちんとできていたという自信は全くないわけですが、自分が何とかここまでやってこられましたのも、県議会議員の先生方、あと職場の上司、先輩、同僚のおかげだと思います。本当にありがとうございました。

中川委員 五十嵐理事には大変貴重なお話をしていただきました。本当にどうもありがとうございました。

そして今ほどおっしゃったとおり、心身共に健康であることが基本でございますので、ぜひお体を大事にされて、新しいところでしっかりと活躍されることを祈念申し上げます。

そして先ほどは山下次長、そして林砂防課長もおられますが、本当に長い間皆さん方にはお世話になりまして、ありがとうございました。

これからもまた御活躍されることを心から祈念申し上げまして、私の質問を終わります。

安達委員長 ここで暫時休憩します。

休憩時間は5分間といたします。

〔休憩〕

安達委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑・質問はありませんか。

菅沢委員 県を離れられる3人の方は立派なお仕事をなさった方々ばかり、大きな拍手もあったわけで、本当は拍手の後には閉会の挨拶で終わればいいのだけれども質問させていただきます。時間も来ましたから、ちょっと絞ります。

企業局の管路の改修工事について取り上げます。

私は、和田川の浄水場の導水路、それから幹線のバイパスの2つの事業については、何回も議会で取り上げさせていただいております。それぞれ基本設計が終わりまして、今後詳細設計とか、さらに大事な段階へ進みますけれども、

よくここまで来られたなど、企業局の方には敬意を表したいと思います。特に令和5年度に、この事業を推進することだけが目的ではないかもしれませんが、機構改革といいますか、新しく班体制を取られました。当時は課長、次長の兼職で酒井さんでした。そして今は、澤田課長さんが陣頭指揮をなされていますが、よくここまで来られたなと思っています。

そこで澤田課長にまず1点伺います。

和田川浄水場の導水路の基本設計が終わりました。基本設計が終わったということは、ルートと導水管の構造といいますか、工法というのか、その辺がかなり絞り込まれてきているのではないかと思います。

今後、詳細設計に引き継がれるのですが、まずはその辺の基本設計の要点について、私の手元に立派な導水路のルート案の図面もありますけれども、お尋ねしておきたいと思います。

澤田水道課課長 和田川浄水場の導水路につきましては、1968年の運用開始以来56年が経過しまして、耐用年数が近いことから、安定供給や危機管理の観点から複線化の検討を進めているところでございます。

これまで和田川ダムから浄水場に至るルートにおいて地質調査を行うとともに、基本計画の策定において導水路のルートや導水方法、また取水口及び着水井の位置や構造について検討を重ねてきたところです。

その基本計画の策定が先頃終了いたしまして、その中で、具体的な導水路ルート及び導水方法については、既設導水路の西側約150メートルの地中にトンネルを掘りまして、鋼管を布設し、導水する方法を考えております。

菅沢委員 そのルートの総延長はどれだけだったかね。

澤田水道課課長 約2キロでございます。

菅 沢 委 員 約 2 キロですね。

現状の構造はいわゆるトンネル暗渠ですね。この構造で五十数年経過したわけで、老朽化といいますか、幾つか問題点を指摘されてきました。

その点で、新しくもう一本の導水路の建設が急がれたわけですが、2本目もトンネル構造でいくということでしょうか。

私はこの常任委員会等で、開渠構造のほうが安全で危機管理の面からも優先されるのではないかとということを提案したこともあるのですが、今回の導水路がトンネル暗渠となることについては、どのような議論の経過があったのでしょうか。

澤 田 水 道 課 課 長 2本目もトンネルということですが、もちろん委員のおっしゃるとおり開水路式も検討しております。開水路の場合は、取水口から浄水場まで、水路でいくとなると土かぶりが最大22メートルの箇所が存在します。その22メートルの土かぶりのあるところを開水路で導水することになると、その分掘削をしなければならず、大きな掘削断面ができてしまう。

あと、富山県の気候といいますか、雪国ということもありまして、雪の場合どうするのか。あと、その導水路2キロの中で、例えば油だとかいろいろ混入物が入ったらどうするのかなど、そういった様々な検討をさせていただきました。その結果、トンネル方式がいいだろうということに至っております。

また、現在の導水路は、トンネルを掘ってそれにコンクリートを巻き立てたものですが、今回の導水路は、同じトンネル構造ですが、中に鋼管を布設する形を取っております。それをコンクリートで巻き立てる構造ですので、同じように見えますが、既設導水路よりは強固な全く別物と

なっております。

菅 沢 委 員 開渠でいくと、掘削が必要な深度のところもあるということのようであります。

そうした中で、新しい導水路はトンネル構造で口径が２メートルほどあるようで、その鋼管をコンクリートで巻くということをもって、強度、安全度を高めるというお話のようであります。それはそれで専門家の皆さんの選択ですから、いいとは思いますが。

令和７年度は詳細設計に入られるわけでありまして、今後さらにその中で様々な課題が詰められていくと思いますが、私はこの事業はかなりスピード感を持ってやる必要があるのではないかと考えています。巨額の投資になりますよね。財源についても、いろいろ御苦労があらうかと思いますが、私は皆さんとのいろいろなやり取りの中で、総事業費五、六十億円の大事業になるのではないかと指摘をさせていただきました。

今後の詳細設計の中での課題と、さらに工期の問題や事業費の問題についてはどのような状況でしょうか。

澤 田 水 道 課 課 長 この後、基本設計の中身を精査した上で詳細設計へ移るわけですが、詳細設計に伴う今後追加の地質調査等を行いまして、その地質の中でどんな地質になっているのかを詳細に調べた上で、トンネルの詳細な位置や、深度、施工方法等を確定していきたいと考えております。

菅 沢 委 員 工期とか事業費のことについては触れられませんでしたけれども、それはいいでしょう。

私は、この和田川浄水場の導水路は極めて重要な案件だと思っております。御承知のように西部地区を中心にした氷見、射水、高岡等の県民生活、水道用水の供給と新港背後地に大きく広がる富山市内に及ぶ富山県の産業の集積している地域への工業用水の供給、つまり県民生活と県内産

業にとって基幹的な位置づけができる事業であります。

澤田課長は担っておられる仕事の重大性について十分な認識をお持ちでありますけれども、今後しっかりと完成に向けて事業を推進していただきたいと思っております。

もう1つ、西部工業水道事業の基幹的な幹線管路についてであります。

御承知のように、私がこの常任委員会で議論するようになってからでも、幹線導水路のいわゆる突発破裂が1回、2回と起きております。新港背後地の基幹的な工業、産業に対する工業用水の供給に支障を来すような、大事件にはなりませんでしたが、そういうこともありました。

何回か、どうどうとあふれる工業用水路の水が道路を塞いでいるような状況も現場視察してまいりましたけれども、そういう状況の中で、これも管路の老朽化やいろいろなことがあります、いわゆる幹線のバイパスの建設に向けていろいろ検討が進められてきました。この基本設計は令和5年度から6年度の初めにかけての早い段階で終わっているわけですね。

詳細設計の発注も終わっているのではないかと思います、改めてルートと工法について、御報告できるところについてお聞きしておきたいと思っております。

澤田水道課課長 西部工業水道のバイパス管路につきましては、先ほど委員がおっしゃいました令和3年度に発生した漏水対応に伴う給水停止を重く受け止めまして、工業用水供給システム全体のリダンダンシーを飛躍的に高めることを目的に整備を進めているところです。

これまで基本計画において施工ルートとして想定した県道新湊庄川線の射水市小泉から坂東間の沿線において、地質調査や地形測量を実施し、バイパス管路のルートや工法の検討を実施してきました。

現在、詳細設計の入札手続を行っているところでございます。今年度に契約となる見込みです。

今後、この詳細設計に伴う追加の地質調査を実施し、バイパス管路の詳細な位置や深さ、施工方法を確定していくこととしております。

菅 沢 委 員 これについても図面も頂いておりますけれども、庄川の下流部ですが、射水市内、高岡市内に向けて、何キロありますか。

澤 田 水 道 課 課 長 約 7 キロです。

菅 沢 委 員 約 7 キロの新しい幹線バイパス路を建設するという事業であります。基本設計についていろいろ状況をお聞きする中で、事業費は想定 100 億円台に届くと言われておりますけれども、これも企業局の大きな決断だと思います。

ぜひこれも澤田課長を先頭に、今、詳細設計の段階を迎えて、本当に大事な時期だと思いますが、ぜひしっかりと仕事を仕上げていただきたいなと思っております。

こうした 100 億円という大事業は、企業局にとっては歴史的な新たな段階を展望するお仕事だと思います。

牧野局長は留任されるわけですが、最後に局長にも所見をお伺いしておきます。

牧 野 企 業 局 長 今ほど澤田課長からも御説明いたしましたけれども、導水路の複線化、そしてこの中央幹線バイパス管路の建設と申しますのは、工業用水の維持管理対策として最重要課題だと私どもは考えておりまして、私が企業局長に就任して、真っ先にこの現場を見させていただいております。

我々は昭和の先人の方々がお造りになられたこの工業用水の施設を活用して、企業の皆様に工業用水を供給させていただいているのですけれども、そろそろ更新の時期等を迎えておりまして、いわばこの 2 つの事業は令和のプロジ

ェクトXと言ってもいいくらいの事業だと私どもは思っておりまして、実際に先ほど御紹介も頂きましたが、この機能維持のための専門の班として、今は担当課長、担当を置いて実施しておりまして、今後こういった経営環境の変化もございます。

委員もお触れになられましたけれども、新年度はこういった経営環境の変化も踏まえまして、経営戦略を前倒して改定もしたいと、その中でこの事業も位置づけてやっていきたいと考えております。

そういったことで、私どもとしては、これは電気事業の発電所リプレースと並びまして、非常に重要な事業であると考えておりますので、今後とも財源、そして人員的にも最優先で取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

菅 沢 委 員 富山県民の生活、産業基盤を支えるプロジェクトXだと私も思っておりまして、その陣頭指揮をぜひ牧野局長にはまたよろしくお願いしたいと思います。

これで企業局関係の質問を終わります。

あと2つほど質問を予定しておりましたが、時間の都合もあるのでもうやめます。

ただ最後に、予告していないけれども一言。

嫌みを言うつもりではないのですが、実は今度の議会であれと思うような答弁が1つありました。皆さんからではありません。

先の予算特別委員会で厚生部長からあった答弁ですが、液状化、——菅沢また液状化ばかり言っておられるかもしれませんが、いわゆる震災の義援金についてです。

液状化の被災住民、住宅に対して義援金の配付を検討するという答弁があったのですが、この答弁を聞いておりまして、担当の部局は厚生部ですが、本当にできるのかと思

いました。

義援金は非常にありがたいです。十数億円、二十億円近くになるのでしょうか、これが、いわゆる罹災証明を土台にして、一部損壊、準半壊、半壊、全壊の被害区分に応じて配られると。非常にありがたいことです。この私も、額を言っただけではあれですけれども、大きな義援金を頂いております。みなさん感謝申し上げたいと言っておられますが、液状化被害にも特別に加算して配付があれば、こんなありがたいことはないと思うかもしれないけれども、実際にできることなのでしょうか。

嫌みで聞いているわけではないよ。

大西建築住宅課長 他部局のことをございますので、私のほうから正確なお答えはできませんけれども、厚生部長が前向きな答弁をされたということは、テレビ等で見ておりました。

今までは、多分そういう制度はなかったかと思っております。もしかしたら3回目の配分というのは、あるのかもしれないので、そこは担当部局の状況を私らも見守っていきたいと思っております。

菅沢委員 大西課長にこれ以上お聞きするのはどうかと思いますが、いわゆる罹災証明は、建物の損壊状況に判定基準を設けて、一部損壊から全壊まで被害状況を判定して証明するわけです。私の住宅もそういう判定を受けていますが、液状化というのは地盤の問題であって、建物の損壊に大きな影響を与えるわけです。ただ、この地盤の損壊状況というのは、個々の罹災判定の際に深く判定されるわけではありません。調査や判定がなされるわけではないので、液状化に基づく損壊、被害状況を何かの基準で判定した基礎的なものはないわけですね。

これだけは課長にお伺いしておきます。

大西 建築住宅課長 これも所管外なので、一般的な知識でお答えいたします。

被害認定の際に、たしか液状化という基準はあったような気はしますが、考え方とすれば、やはり家の傾斜が例えば20分の1傾くであるとか100分の1とか、そこは一般的な被災の被害認定と同じだったと思っています。液状化したからどうということにはなかったかと思っています。

ただ液状化した場合、住宅の耐震性については、例えば軟弱地盤の係数がかかるでありますとかそういうこともありますので、耐震診断の結果は低く出ることはありますけれども、被災認定についてはそういうのはなかったかと思っています。

菅 沢 委 員 これで最後にしますが、液状化の被害は甚大であります。そのことで建物が影響を受けて、いろいろな損壊状況がありますけれども、深刻であります。

今後の再発防止も含めて液状化対策は要の事業であります。しっかり推進していく必要がありますが、現状で一定の調査結果や判定基準はありますが、液状化の罹災の状態を証明するような客観的なものはありません。したがって、義援金の配布を検討すると言っても、なかなか困難ではないのかなと私は考えております。

厚生部長が液状化について義援金の支給を検討すると答弁されたことが新聞にも大きく報道されて、こんな義援金もらえるなら頼むよという人もおられたのですが、私は頭を抱えてしまいました。

鍋 嶋 委 員 前回質問できなかったことから質問させていただけたらと思います。

まず、道路除雪についてであります。

4年前の大雪のときは、私も少なからず県道や町道の除雪に携わらせてもらっている関係で、非常に大変な思いを

した年でありました。今年も2月に入ってから、最強で長い寒波と言われていましたが雪が降り、除雪作業を何度か行いました。4年前の雪はどかっと降ったわけですがけれども、今回の雪は、昼間は晴れてある程度溶けるのですが、夜になると50センチくらい降ってということ繰り返し、通算すると4年前と同じくらい積もったのではないかと思います。くらいの大雪だったように感じました。

4年前の雪では、私たちの町でも県道が通行止めになって救急車も通れない状態になっていたのを覚えていたわけですがけれども、今年の県道は非常にスムーズに車が流れ、皆さんの足には影響がなかったように感じました。

前回の大雪の経験を生かして、いろいろと改善されたのかなと思っております。苦労されたところ、また工夫された点があったら教えていただきたいと思います。

山中道路課長 今年の冬は、1月上旬、2月上旬、下旬の3度の寒波がございました。3月15日までの累計降雪深の平均につきましては、同じ時期で比較しますと、過去10か年の平均を約70センチ上回って357センチということになっています。これに伴いまして、県管理道路の除雪機械の出動台数は、過去10か年平均の約3割増し、1万5,625台となっています。

4年前の令和3年1月の寒波では、短期的に集中的な大雪となりました。その結果、4日間で警報級の30センチ以上の降雪が3日間続きました。それに対しまして、この冬は2月上旬と下旬の寒波では警報級の降雪は2月4日の1日のみでした。

寒波の期間はいずれも7日間と長かったわけですがけれども、先ほど言われましたように、7日という長期間で降ったということが、大きな被害にはならなかった1つの要因ではないかなと思います。

令和３年度以降、人命を最優先に大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考えとしまして、今年の冬は、新潟県境の高速道路などにおいて予防的通行止めが実施されました。そのほか、大雪に関する合同緊急発表も受けまして、タイムラインに基づいて車での不要不急の外出自粛、企業・学校からの早めの帰宅の検討などを呼びかけました。

これによりまして、交通量の総量が抑制されて、立ち往生や渋滞発生リスクが減少したのではないかなと思っています。

また、交通障害から早急に復旧できるよう、圧雪処理や拡幅除雪等に必要な除雪機械、オペレーターの体制を大雪予測のたびに整えまして、さらに道路監視カメラの増設によりまして、路面状況等の異常の早期発見に努めたところです。

一方、２月５日には、石川県境の国道３０４号などで立ち往生した車両も発生するなど、一時的に交通に支障を来した事象はございましたが、除雪企業をはじめまして関係の方々の御協力の下、これまで４年前のような大規模で著しい渋滞は発生していないところです。

除雪期間終了後につきましては、今年の降雪状況も振り返って、次の冬に向けて見直しを行うなど、安全で円滑な道路交通の確保に取り組んでいきたいと思っています。

鍋嶋委員 ４年前は大変苦労されたので、今回はそれを基に変更もあったことと思います。

今年どうだったかということ、各業者さんなどに聞かれながら、いつか分からないですが次の大雪や来シーズンに向けてまた取り組んでいただけたらと思います。

次の質問であります。

今年度から試行された除雪のワンオペレーター制度の反

響と効果、そして課題等ありましたら教えてください。

山中道路課長 県管理道路の除雪では、今年の冬からワンオペ除雪を県下全域に拡大して試行しております。

これまで、山間部を多く抱えます砺波土木センター管内の除雪企業を中心に13社、除雪グレーダーやトラクタショベルなど18台で試行しております。3月15日時点でその稼働時間は述べ2,657時間でございます、事故があったという報告はございません。

ワンオペ除雪の効果や課題を把握するため、除雪企業に対してアンケートを実施しております。その速報では、新年度もワンオペ除雪を希望すると回答された企業は全体の約9割でした。理由としては、作業員確保の課題の解消が挙げられております。また、除雪作業については、全ての企業が安全確認に支障はないと、また、ほぼ全ての企業の方からは、2人乗車時と作業時間も変わらないという回答も得ています。

一方、後方確認用のモニターなどに加えて、後方確認警報装置などさらなる安全性の向上を求める御意見や、安全装置などの部品交換、いわゆるシャーピン等が折れたときの交換等に時間を要するというような緊急時の対応の改善を求める意見もありました。

また、いわゆる除雪企業が保有していらっしゃる機械でワンオペ除雪を希望する場合には、モニター等の設置費用を県に負担してほしいと、そういう御意見もございました。

県では、こうしたアンケート結果や除雪企業の皆さんからの意見も伺って改善を図りながら、安全性の確保が最優先でございますので、新年度以降も試行して、持続可能な除雪体制を確保してまいりたいと考えております。

鍋嶋委員 9割の業者さんがまたやりたいということで、非常にいいことなのかなと思っております。

私も除雪されているいろいろな業者さんと話をする機会がありまして、その都度聞くのですが、やはり金銭関係のことをよく言われます。そういったことは何も聞いておられませんか。

山中道路課長 先ほども言いましたけれども、モニター等の設置費用ですね、そういったことの負担を求める意見はございました。

今ほどの話は、お金がもっと欲しい、割に合わないよというような趣旨なのかなと思うのですが、そういった御意見はアンケートの結果ではございませんでした。

鍋嶋委員 いろいろな業者さんから、1人になると作業単価が通常の6割程度の金額になるということを聞いておりまして、そういったことがネックになるということでした。人が少なくなる分いいのではないか、ということ言うのですが、単価がもし3万円だとすれば、その6割で1万8,000円になるわけですね。そこに作業員の時給5,000円とすれば、引くと会社の利益は1万3,000円になると。今まで2人で単価3万円で行っているとすると、2人に5,000円ずつ払っても2万円が会社に入るわけで、そこで7,000円の差額が出てくるということで、その辺の利益を考えると、会社とすればワンオペ除雪にはなかなか踏み込めないかということ聞いておりました。

やはりこれからワンオペ除雪をどんどん広めていくには、そういった金銭的なことが会社を運営していくにはネックになると思うので、単価を6割ではなくて7割以上支払えるような形がいいのかなと思って、そういった業者の話を聞いていたのですけれども、何か検討はされているのですか。

山中道路課長 除雪の単価につきましては、国の基準に基づいて積算を行っているところでありまして、基本的には、

それに基づいた積算に今後もしていく必要があると思っています。

まずは作業員確保が課題となっておりますので、そういったところの解消に向けては、ワンオペ制度を続けていくというのは意味があるのではないかと考えます。

鍋嶋委員　そうですか。

人口が減少する中においては作業員も減っていくということですが、金銭的な話は聞いているので、そういったこともまた考えてもらえればと思います。

次の質問に移ります。

県産米についてであります。

令和6年産米の食味ランキングが2月28日に発表されました。全国から143産地、品種が出された中において、特Aにランキングされたものは39点、Aにランクされたものは76点、Aダッシュが28点ということで、その特Aになった中に富山県産コシヒカリがありました。

私はこの食味ランキングをあまりよく思っていないのですが、やはり特Aを取ったということは大変評価するところであるかと思います。

もちろん県の方々の指導の下で取れたものと思いますが、その要因をどう捉えているのかということ、そしてまた令和7年産米に向けて、富富富そしててんこもり、こちらはAだったわけですがけれども、こちらの特Aを狙っていただきたい、それに向けてどのように考えているのか教えていただけたらと思います。

吉島農産食品課長　日本穀物検定協会が実施する令和6年産米の食味ランキングが先月28日に公表されまして、本県産コシヒカリは6年ぶりということで特A、富富富、てんこもりにつきましてはAと評価されております。

コシヒカリにつきましては、令和5年の猛暑に続いて令

和 6 年の夏も記録的な高温となり、品質や食味への影響が大変懸念されました。そういった中で、穂が出る前の生育状況に応じた追肥、また収穫までの適切な水管理など、高温対策の徹底によりまして稲体の活力が維持され、デンプンの詰まり具合がよくなったことが特 A と評価された主な要因と考えております。

暑さの中で生産者の皆さんが適切な栽培管理に懸命に取り組んでこられたおかげと感謝を申し上げます。

また、富富富とてんこもりにつきましては、特 A に次ぐ A と一定の評価を得られております。さらなる食味の向上に向けて、地力に応じた基肥、気象に応じた水管理により適切な生育量の確保、登熟の向上を図るほか、特に富富富につきましては、収量と食味の向上に向けて、地域の土壌条件などの特性に応じた技術を確立するため、地域の協議会による栽培実証、技術指導の一層の強化を進めているところでありまして、引き続き評価の向上を図ってまいりたいと考えております。

富山米が特 A ということを通じまして、実需者の皆さんから高く評価され、多くの消費者に選んでいただけるよう、高温対策の徹底、また、富富富をはじめとする高温耐性品種の作付拡大など、温暖化に対応した米産地への転換を図り、生産者をはじめ農業団体等と一体となって、品質や食味の向上に取り組んでまいります。

鍋嶋委員 私は、この時期に特 A の評価が出ても、生産者はそんな米を持っているわけもなく、今から米を出してもそんな高く出せるはずもないということを思っていたわけですが、先日も、大宮で入善町の物産展がありまして、そこに来られている業者の方が、富山県産の米を使って商売をしている方でありました。その方は米を契約で買っておられるということでしたが、その米が特 A を取ったこと

を物すごく喜んでおられました。その業者さんは和菓子屋さんですが、取り扱っている米が特Aを取ったということで、表もでかでかと店に飾られて、特Aをとった米を使っていますと宣伝されているということを聞いて、そういう業者さんもおられるのだなと思ったところであります。

この米不足の時期にこういった特Aでどうかなと思ったわけですが、そういうことを考えると、これから、コシヒカリはもちろんですけれども、富富富、そしててんこもりについても特Aを取れるように、また技術のほうを伝えてもらえたらと思います。

次の質問に入りたいと思います。

一般質問でも質問させていただいたわけですが、昨年、県内では種粳が814ヘクタール、酒米が707ヘクタール生産されました。これら約1,520ヘクタールは、主食用米に分類されております。その分、一般に食用となる米が生産できないこととなります。これら種粳や酒米は直接口に入るものではないことから、輸出米や飼料米と同じく転作作物に分類すべきと考えるわけであります。

先日、2月27日に衆議院の予算委員会のほうで上田英俊代議士がこのことについて質問されました。その議事録から一部抜粋させてもらいますけれども、上田代議士が、「新規需要米として、別枠で飼料用米であるとか米粉用米なども生産されていますが、酒米と種子、富山県は日本一の種子の生産地でありますけれども、種子の扱いはどうなっているのか。」と。さらに「酒米というものは、当然、農林水産省、政府が力を入れている農産物の輸出の重点品目である日本酒の原材料でありますし、酒米を主食用米に使う農家はいないというふうに思います。また、種子は種子として当然使用されますので、なおかつ、出荷も種子組合を通じて出荷をしているということで、数量の把握とい

ったものも可能であろうかというふうに思います。酒米と種子を主食用米と別枠で切り離す、取り扱うということが適切ではないかというふうに考えますが」という問いに対して、政府参考人の方は、「主食用米、酒米、種子、こういったいずれかにかかわらず、産地の判断で作付することが可能ということになっております。」と。さらに「例えば、ある県におきましては、主食用米の生産の目安というものを策定しておりますけれども、その中で、酒米は全量、契約栽培で生産されている、こういったことから、主食用米の生産の目安から除いて算定するということがされておると承知しております。私どもも、産地で工夫して対応されることが望ましいというふうに考えております。」と答弁されております。

ですので、富山県においても、酒米、種粳、こういったものを輸出用米や飼料米と同じく転作作物に分類すべきと考えますが、どう考えておられるか教えてください。

吉島農産食品課長 今ほど委員がおっしゃったとおり、国におきまして、水稻種子や酒造好適米、いわゆる酒米につきましては、非主食用米に該当しないとされており、いわゆる転作作物ではなく、主食用米として区分されております。

実際に水稻種子や酒米は、国が公表しております主食用米の収穫量や需要量に含まれており、こうした情報に基づいて、翌年産の主食用米の生産量の目安も水稻種子や酒米を含めて示されております。

県農業再生協議会が設定しております県産米の生産目標は、国が示す生産量の目安、また本県産米の需要実績等を踏まえて算定しておりますが、国と同様に、水稻種子や酒米を含めて設定されております。

今ほどおっしゃられましたように、国は水稻種子や酒米の取扱いについて、産地の判断で対応してよいとされてお

ります。ただ、水稻種子や酒米を別枠とした分、主食が増えるというわけではございませんで、仮に水稻種子や酒米を生産目標の外枠とする場合、前提となる需要実績も同様に外数として扱うこととなりますので、現状では生産目標の増加、また主食用米の増産には直接は結びつかないのではないかと考えております。

一方で、おっしゃられましたように、酒米の主産県では主食用米の生産目標の算定に当たりまして、契約栽培で生産されている酒米を別扱いとしている事例もあるということですが、まずは別扱いとする意義や導入時の課題について研究していきたいと考えております。

鍋嶋委員 確かにそこが転作になっても転作割合で主食用米の量がそう増えるわけでもないため、今までどおりのことかもしれませんが、やはり普通に考えて、口に入るものではないものが主食用米の枠にあるということ自体、これをまず改善していくことが必要なのではないかと考えております。

やはり種粃、そして酒米も、一般の主食用米からすれば高値で買い取ってもらえる。そういったことで転作作物扱いになっても、よく言われるゲタとか経営所得安定対策などの交付金といったものの対象にはしなくてもいいと思っておりますし、また、生産者は酒米を作るけれども、転作で作る分、主食用米も作れるということだと思います。

先日3月17日に農協の座談会がありましたが、いつもだと8月に米の概算金が発表されるわけですがけれども、今年は3月17日の座談会でもう1俵2万円ということでは言われておりました。8月にはまたプラスアルファがあるかもしれないということで、もう米の数量を確保しようと言われております。

そういったことから、酒米農家や種粃農家にとっても、

主食用米を作ってもらおうということが理にかなっているのではないかなと思っております。

そして何よりも、生産者、そしてJAから多くの声が上がっていることと思います。その都度調査研究していきまうとか、あとは他県の事例を参考にということで話はされているかと思いますが、十分検討されたことと思います。

令和7年産は厳しいかもしれませんが、令和8年産の栽培に向けて、12月上旬の再生協において面積配分されるときには、ぜひ酒米、そして種粳が転作作物に分類されているように思っていますが、部長の所見を教えてください。

津田農林水産部長 私も生産者の方から、酒米や種子米は主食でないことから、生産目標から外して、その分を主食用米として増産すればいいという御意見は聞いております。

ただ、先ほど課長が答弁したとおり、国が目安として、あくまでも目安ではありますが、示す生産目標には、主食用米だけでなくこれらの米の需要も反映されているということで、仮にその分を除いて増産するということを複数県がしてしまえば、予定している主食用米の需要量を超えて、場合によっては米価自体が下落するというリスクもございます。

それで、先ほどから紹介している県でいいますと、そこらは酒米の作付割合が16%と高く、しかも契約栽培で生産されています。それで、このケースでも、酒米として別々に目標を立てていて、酒米として除いた分を需要米に増やしているわけではないとお聞きしています。

もしそうだとしたら、酒米と主食用米を区別するよりも、一括して目標を定めたほうが、それぞれの需給や米価に応じた柔軟な対応、先ほどおっしゃいましたように、米価が

高い場合、それで酒米が低い場合は米を作ればいい、その逆のときは酒米を作ればいいということで、一緒にしていたほうが、そこはむしろ柔軟に対応ができるのではないかと考えています。

こうした点も含めて、本事例もしっかり研究して、本県でどのような対応をすればメリットがあるのかということについて、県農業再生協議会に生産者の方もたくさん入っていらっしゃいますので、その方を交えていろいろ相談してみたいと考えています。

鍋嶋委員 再生協には、生産者もそうですけれども農協のほうからも多くの声を聞いております。確かに高いときだからこそ主食用米を多く作りたいというのは、もちろんあるかもしれませんが、やはり一般に考えて、口に入らないものは転作ではないかという考えでいうと、数量どうこう別にしても、そこに分類するべきだと思います。

転作作物に分類されている輸出用米は海外に出して日本人の口に入らない、飼料米は動物が食べるものだからということで分類されているのと同じ扱いではないかなと思うので、もうかる、もうからない、そういうことではなくて、その分類でまた考えていただけたらと思います。

安達委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑、質問を終わります。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようであります。

それでは、このメンバーによる委員会は今回が最後となりますので、私から一言御挨拶を申し上げます。

令和5年5月に委員長に就任して以来、鍋嶋副委員長並びに委員の皆様方、そして執行部の皆様方の御協力によりまして無事、委員長の職責を果たすことができました。深

く感謝申し上げます。

また、報道関係の皆様方におかれましても、委員会の運営に御協力を頂きましたことに感謝を申し上げたいと思います。

本県の県土整備農林水産行政がますます充実、発展をすること、そして皆様方のますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、これをもって県土整備農林水産委員会を閉会いたします。